【　保育施設入所に関する誓約書　】

※必ずお読みください。特に重要な事項です。
内容についてご了承の上で「□」にチェックし、ご署名ください。

滝沢市福祉事務所長　　様

保育施設入所申込みにあたり、下記の事項について不履行があった場合、また、提出書類に虚偽の事実を記載する等を行った場合、入所内定および決定の取消しがあっても異論がないことを誓約します。

令和　　年　　月　　日

※市記載欄

写渡済

保護者氏名

全員確認事項		**□申込み内容に変更が生じた場合は、随時、変更後の状況を証明する書類を提出します。** →入所の決定は、入所申込み時に市子育て課に提出された書類の内容に基づいて行われているため、連絡なく申込み内容に変更が生じていた場合又は提出された書類と事実が異なる場合は、決定が無効となります。また、入所後においても同様に、家庭状況の変更が生じた際、市子育て課に連絡無く入所を続けた場合や必要書類の提出を怠った場合は、入所を継続できません。
該当者のみ	**求職活動**	**□「求職活動中」に入所が決定した場合、入所後3か月以内に就労証明書を提出します。** →求職活動中の方は、児童入所後３か月以内に就労することを条件として入所決定を行うため、入所承諾期間は最大３か月です。継続して入所するためには、児童入所後３か月以内に就労の最低要件を満たす就労（月に 48 時間以上）が確定したことを証明する「就労証明書」の提出が必要です。「就労証明書」の提出が間に合わない場合は、必ず期限内に子育て課へ申し出てください。
	就労内定	**□「就労内定」で入所が決定した場合、入所後2か月以内に初回給与明細書（写）を提出します。** →就労内定の方は、児童入所後直ちに勤務を開始していただくことを条件として入所決定を行うため、就労開始後に、先に提出している就労証明書の勤務条件のとおり就労していることを証明する「初回給与明細書（写）」の提出が必要です。
	復職	**□入所が決定した場合、入園月の翌月 15 日までに復職します。** →休業から復職する方は、先に提出している就労証明書に記載された復職日に職場に復帰することを前提として入所決定を行っているため、提出された書類と実際の勤務条件や復職日が異なる（延長になる）場合は退所となる場合があります。 **□「休業（育児・病気・介護等）からの復職」を事由に入所が決定した場合、入所後3か月以内に復職後の給与明細書（写）を提出します。** →復職したことを確認するため、提出が必要です。
	妊娠出産	**□「出産」を事由に入所が決定した場合、産前産後期間満了月で退所します（退所届を入所保育施設に提出します）。別な事由で入所を希望する場合は、新たに申込みをします。** →出産を事由とした入所の承諾期間は、出産日の次の日より起算して８週後の日が属する月までです。母の入院等、緊急性が高い場合は状況をお知らせください。
	転入	**□「転入予定」で入所が決定した場合、入所月の前月末までに住民票を滝沢市に異動します。** →入所月の１日時点で住所が滝沢市に無い場合は、決定が無効となります。
	転園	**□「転園希望」で入所が決定した場合、転園前の保育施設を退所します（退所届を提出します）。** →転園が決定した方は、決定した時点で現在入所している保育施設に戻ることができませんので、入所希望施設はよくご検討ください。特別な事情により入所を辞退したい場合は市子育て課に早急にご連絡ください。